

千葉県緑区選挙管理委員会告示第13号

令和5年4月9日執行の千葉県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和5年3月31日提出

千葉県緑区選挙管理委員会委員長 小峰敏和

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第62条第2項の規定によるくじ	千葉県緑区役所内 千葉県緑区選挙管理委員会室	4月6日 午後5時25分
公職選挙法第62条第4項の規定によるくじ	千葉県緑区役所内 千葉県緑区選挙管理委員会室	4月6日 午後5時30分
公職選挙法第62条第5項の規定によるくじ	千葉県緑区役所内 千葉県緑区選挙管理委員会室	事実発生の都度